

兵庫労働局発表

平成24年8月30日

テレビ・インターネット・新聞

8月31日午前8時30分解禁

担 当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金課
	課長 福丸 裕久
	賃金指導官 木多 豊
	電話 078-367-9154

報道関係者 各位

兵庫県最低賃金を749円に引上げを決定

発効日は平成24年10月1日

兵庫労働局長（白川 欽也^{しらかわ きんや}）は、平成24年8月6日に、兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊 晋司^{とりべ しんじ}（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）から、兵庫県最低賃金を10円引き上げ、時間額749円とする答申を受けた。

その後、異議申出にかかる審議を経て、兵庫労働局長は、平成24年8月31日下表のとおり、兵庫県最低賃金を改正することを決定し官報公示を行いました。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 749円
引上げ額	10円
発効日	平成24年10月1日

1 兵庫県最低賃金の決定

- 審議会の答申に対し、異議申出期間の平成24年8月21日までに3件の異議申出があった。
- 上記の異議申出について審議会は、慎重に審議した結果、平成24年8月6日付け答申どおり改正することが適当という結論に達した。
- 以上の審議会の意見を踏まえ、兵庫労働局長は平成24年8月31日、改正決定の官報公示を行った。
- 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者に適用される。

2 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示第1号)

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成24年8月31日

兵庫労働局長 白川 欽也

第4号中「1時間739円」を「1時間749円」に改める。